

長期国債買入れの減額計画の決定に関する件（6月16・17日）

本委員会は、令和 7 年 6 月 16・17 日の金融政策決定会合において、2027 年 3 月までの長期国債の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. 月間の長期国債の買入れ予定額を、2026 年 1～3 月までは原則として毎四半期 4,000 億円程度ずつ、2026 年 4～6 月以降は原則として毎四半期 2,000 億円程度ずつ減額し、2027 年 1～3 月に 2 兆円程度とする（詳細は、別添）。
2. 2026 年 6 月の金融政策決定会合では、長期国債買入れの減額計画の中間評価を行う。中間評価では、今回の減額計画を維持することが基本となるが、国債市場の動向や機能度を点検したうえで、必要と判断すれば、適宜、計画に修正を加える。また、同時に、2027 年 4 月以降の長期国債の買入れ方針について検討し、その結果を示すこととする。
3. 長期金利が急激に上昇する場合には、毎月の買入れ予定額にかかわらず、機動的に、買入れ額の増額や指値オペ、共通担保資金供給オペなどを実施する。
4. なお、必要な場合には、金融政策決定会合において、減額計画を見直すこともありうる。

(別添)

月間の長期国債の買入れ予定額

	月間の長期国債の買入れ予定額
2025 年 4 ～ 6 月	4.1 兆円程度
2025 年 7 ～ 9 月	3.7 兆円程度
2025 年 10～12 月	3.3 兆円程度
2026 年 1 ～ 3 月	2.9 兆円程度
2026 年 4 ～ 6 月	2.7 兆円程度
2026 年 7 ～ 9 月	2.5 兆円程度
2026 年 10～12 月	2.3 兆円程度
2027 年 1 ～ 3 月	2.1 兆円程度

(注) 残存期間別等の 1 回当たりのオファー金額や日程等の予定については、従来同様、「長期国債買入れ（利回り・価格入札方式）の四半期予定」で公表する。